

大和市告示第152号

大和市自転車等の放置防止に関する条例（昭和59年大和市条例第11号）第9条第2項の規定により、次のとおり自転車等放置禁止区域の指定を変更する。

平成27年7月17日

大和市長 大 木 哲

- 1 変更年月日 平成27年8月1日
- 2 変更する区域 高座渋谷駅周辺自転車等放置禁止区域
- 3 変更後の区域 別紙のとおり。